

R7	税務署整理欄
----	--------

## 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例適用チェック表

このチェック表は、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用要件及び「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」における取得費に加算される相続税額の計算について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）及び相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書とともに提出してください。

### 《特例の概要》

この特例は、相続又は遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定の金額を、譲渡所得の金額の計算上取得費に加算することができる特例です（措法39）。

適用要件に関するチェック項目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)			該当	非該当
特例適用要件	1	譲渡した資産は、相続又は遺贈により取得したものですか。 (注) 相続時精算課税の適用を受けた贈与により取得した資産又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した資産を含みます。	はい	いいえ
	2	その相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額（納付税額に贈与税額控除額及び相次相続控除額を加算した金額です。）があり、納付すべき相続税額はありますか（納税猶予の特例の適用を受けた金額を含みます。）。	はい	いいえ
	3	譲渡した資産は、その相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産ですか。	はい	いいえ
	4	この資産の譲渡は、相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に行われていますか。	はい	いいえ
	5	この資産の譲渡について、譲渡益は算出されますか。	はい	いいえ
	6	この譲渡について、被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（又は2,000万円）の特別控除の特例（措法35③）の適用を受けますか。	いいえ	はい

「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」の計算に関するチェック項目 (以下の項目は明細書の作成にあたって留意すべき主な項目です。「非該当」となる項目について記載誤り等がないか確認してください。)			該当	非該当
計算内容	1	「譲渡した相続財産」欄に記載された資産は、相続又は遺贈により取得した資産そのものですか（原則として、相続又は遺贈により取得した資産と交換した資産や買い替えした資産は、特例の対象になりません。）。	はい	いいえ
	2	譲渡した資産が代償分割により代償金を支払って取得した資産である場合、譲渡した資産の相続税評価額は、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」の裏面の算式で計算されていますか。 ※ 代償金を支払って取得した資産でない場合には、「はい」に○を付けてください。	はい	いいえ
	3	相続税の修正申告書を提出した場合など、当初の相続税額に異動があった場合、「相続税額」欄の金額は、異動後の相続税額が記載されていますか。 ※ 当初の相続税額に異動がない場合には、「はい」に○を付けてください。	はい	いいえ

### 【添付書類】

この特例の適用を受ける場合には、次の書類によって計算してください。

#### 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

- (注) 1 取得費に加算される相続税額の計算には、相続税の申告書の控え等が必要です。  
2 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。